

⑧結婚に関わる差別事件

この項では、昨年度版で紹介した京都市内での結婚差別事件のその後、および兵庫県三田市の事件について紹介する。

京都の事件は、本人の知らぬ間に戸籍謄本をとられ、身元調査によって部落出身を理由に「同和や」「血が汚れる」などと結婚差別を受けた事件であるが、身元調査をされた女性は、それまで自身が被差別部落出身であるということを知らなかったこともあり、たいへんなショックを受けている。戸籍謄本等は、依頼された司法書士が職務上請求用紙に「債権回収のための調査」を目的として申請しており、明らかな不正取得であった。京都府連と京都司法書士会の懇談会で京都司法書士会は、不正取得した司法書士への事情聴取内容の報告と処分とで区切りとしたい旨を述べているが、事件の相談を受けた京都府連は当事者の意向に沿って、真相の解明と今回のような事件が再発しないための改善・防止のシステムづくり、被害者に対する心からの謝罪を求め、双方の協力のもと、引き続き努力していくことが確認されている。

兵庫県三田市における事件は、妻Aさんが部落出身であることを理由に夫Bが、結婚直後から二〇年以上もの長期にわたって妻子に対する暴言・暴力を繰り返している、という非常に悪質なドメスティック・バイオレンスである。結婚に際して反対するという一般的な意味での結婚差別ではないが、結婚の枠のなかでの差別事件として、この項に分類した。なお、この事件に関し、BおよびBの勤務する会社に対して事実確認会への出席を要請したが、双方とも出席を拒否している。